

令和7年度  
第1回秋田市空家等対策審議会

議 事 要 旨  
(公 開 用)

日 時：令和7年5月29日（木）  
午後2時00分から  
場 所：秋田市役所 正庁

# 令和7年度 第1回秋田市空家等対策審議会

## 議 事 要 旨

- 1 開催日時：令和7年5月29日（木）  
午後2時00分から午後3時38分
- 2 開催場所：秋田市役所 正庁
- 3 出席者
  - (1) 秋田市空家等対策審議会委員（委員数10名 出席委員10名）
  - (2) 秋田市 副市長
  - (3) 幹事（秋田市都市整備部住宅政策課）6名
- 4 次第
  - (1) 開会
  - (2) 委員および幹事の紹介
  - (3) 市長あいさつ
  - (4) 議事
    - ア 会長および副会長の選出
    - イ 秋田市の空き家対策について（報告）
    - ウ 特定空家等の相続人への命令について  
※秋田市空家等の適切な管理に関する規則第6条の規定に基づき非公開
    - エ その他
  - (5) 閉会

## 議事要旨

- 1 開会
- 2 委員および幹事の紹介
- 3 市長あいさつ
- 4 議事

- (1) 会長および副会長の選出 (略)
- (2) 秋田市の空き家対策について (報告)

会長	<p>はい、ではここからはしばらくの間、私が議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事の進め方につきましては、議事ごとに幹事から説明をし、それぞれの説明が終わった後にご質問等をお受けする形で進めたいと存じます。</p> <p>初めに、議事(2)の秋田市の空き家対策について、幹事からご説明願います。</p>
幹事	(「議事(2)秋田市の空き家対策について(報告)」説明)
会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま幹事から説明がございましたけれども、質問等おありの委員の方はいらっしゃいませんか。</p> <p>様々な点があると思いますのでぜひこの機会に少しでも疑問に思われたところがあれば、ご指摘いただければと存じます。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>では私から一点よろしいでしょうか。</p> <p>専門との関係もございまして、相続ですとか成年後見など様々な手続きについても周知されているということですが、こういったことで困りごとを抱えていらっしゃる方というのはなかなかお一人では制度に乗っていくことが難しい方が多いかと思えます。</p> <p>また、弁護士さんにアクセスするというのも容易ではないかなというふうに心配しますけれども、制度の周知の他、弁護士さんなど専門家に繋げるような取り組みというようなことは、何かお考えでしょうか。</p>
幹事	<p>はい。今のところですね、空き家の相談会を行っておりまして、弁護士さんの参加は、まだございませんけれども、こちらの中で、司法書士の先生などにお越しいただきまして、その中で、取り次いでいただくような対応をしております。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>これからいろんな専門の方が関わってくださればありがたいなと思うところです。</p> <p>他に皆様方からいかがでしょうか。</p>
委員	<p>1の空き家の現状について今年度中に町内会アンケートを行うとありますけれども、これはいつ頃の予定でしょうか。</p>
幹事	<p>はい。</p> <p>今のところ7月上旬ごろから大体1ヶ月ぐらいかけて予定しているところでございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>あと一点、今現在は、例えば老朽化とか危険な空き家に補助が出ている</p>

	<p>と思いますが、非常に業界としては大変な解体の件数がありまして、今後は、普通に解体するものに対する補助制度について、考えはありでしょうか。</p>
幹事	<p>はい。        こちらの事業ですが、国の補助金を活用した事業となっております、国の方の要件では、不良住宅や特定空家といわれるいわゆる危険な空き家に対する補助になります。        今後の検討にはなりますが、普通の危険ではない空き家を解体する場合の国の要件ですと、その跡地を活用しないといけないというような要件になっています。        今のところは、普通のそういう危険じゃない空き家に対する補助というのは、考えていませんが、今後の補助金の利用状況など踏まえながら、もし跡地の活用ができるようであれば、そういったことも今後考えていきたいと思っております。</p>
委員	<p>他の市ではやっているとありますので、ぜひご検討いただければと思います。</p>
幹事	<p>はい、ありがとうございます。</p>
委員	<p>今の件に関してですが、国に基づいて秋田市ではまずやっているというところですが、秋田市以外の市町村で独自に補助金を出して、解体費を出しているところもあります。        そういうことは今後とも秋田市では考えていく方向はあるのかなのか。        財源の確保もあるでしょうけども、他の市町村ではやっているとありますが、秋田市は今のところはないという、そういう状況について見解を述べていただければと思います。</p>
幹事	<p>はい。他都市をはじめ、県内市町村だけではなく全国いろいろやっているところがあるかと思います。        本市では、昨年度から国の方から補助金をもらって、新しく内容を変えて、進めているところであります。        今後、その利用状況も含めて、他都市の状況を調査しながら、内容については検討していきたいと思っております。</p>
委員	<p>この説明とか書類を見た限りで、既に相続されている空き家が対象というかメインに思いますが、所有者が判明していないとか、所有者がそもそもいないとかそういった空き家というのはあるのでしょうか。</p>
幹事	<p>はい。        今のお話の通りやはりそういう空き家もございます。</p>
委員	<p>はい。        例えば確認申請だったり、登記だったりということがあるので建物の所有者が亡くなったときの死亡届とかを元に、空き家になる可能性がある建物を判別するとか、そういったことはできないものなんでしょうか。</p>
幹事	<p>はい。        まだ、このような取り組みはしてないのですが、例えば死亡届を出すときに様々な手続きがございますので、市役所の方でお悔やみコーナーというところを準備してまして、一つの窓口で手続きができるような体制をとっているところです。</p>

	<p>その中で空き家の方でも、所有者が亡くなって将来的に空き家になるというようなことであれば、例えばこちらの方からいろいろ情報提供するとか、場合によってはいつでも相談してくださいというような、そういった体制をとりながら把握していくということもできるのではないか思っております。</p> <p>まだそういった取り組みはしておりませんので、今言われたご意見を踏まえながら、検討していきたいと思っております。</p>
会長	<p>他にどなたかご質問ありませんでしょうか。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>私からも一つお伺いしてもよろしゅうございますか。</p> <p>町内会の方に今後アンケートを予定していらっしゃるということでございますが、近所に住んでいらっしゃる方にかなりプライバシーに関わるようなことをアンケートでお伺いするということになるかと思えます。</p> <p>他方で町内会の方ですから民間の方がお答えになるということだと思いますが、そのあたりというのは情報収集したいということと近隣の人間関係にも関わるところですので、配慮が必要かと思えますけれども、そのあたりについてはどのようなことを注意して進めるようなおつもりでしょうか。</p>
幹事	<p>はい。</p> <p>町内会長さんの方にアンケートする内容になりますけれども、基本的には、空き家の数はどのくらいあるのかということと、あとは実際の空き家の場所を教えてくださいということで、それを書いていただくリストに、町内会の方で図面があればそれも添付していただきたいというような形をとっております。</p> <p>町内会長さんの方で持っている情報は、個人情報の観点もありますけれども、本当に分かる範囲で書いていただくというようなことを考えております。</p> <p>本当に分からなければ不明と書いていただきたい、とりあえず空き家がどのくらいあって、どういう場所にあるのかということとを把握していくというのが一つの目的となりますので、あまり空き家の所有者さんの個人情報収集するということとは考えておりません。</p> <p>いただいた情報を元に、さらにこちらの方で現地調査をしながら、管理不全なものについては、空き家の所有者をこちらの方で調査いたしまして対応していくことになっております。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>なかなか人間関係にも関わるようなことでございますのでどうぞ慎重におすすめていただきますようによろしく願いいたします。</p> <p>他に皆様から何かご質問ないでしょうか。</p>
委員	<p>今関連することですけれども、細かい話になりますが、空き家を解体する場合、真の所有者である本人の承諾を得ないと解体は当然できませんけれども、例えば隣の家と一緒に解体したい、古くなって危険だといった場合に、私個人的にご相談したことがありますけれども、連絡先がわからない、隣近所に聞いてもわからない、当然町内会長もわからないわけです。</p> <p>そうなれば、今住宅政策課でいろいろ一生懸命やられていますが、違う課の方との連携、横の繋がりとの連携も必要になってくるんじゃないかなという気はします。</p> <p>その前には戸数の把握とか内容の把握でしょうけれども、次の段階がある</p>

	<p>とすれば、例えば固定資産の通帳が登録先とかもあると思いますので、もう少しご検討願えれば解体とか管理不全空き家とかってものを少しずつ削減されていくような気はするんですけどもその辺ご検討をお願いしたいと思います。</p>
幹事	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>所有者の調査については、もう既に企画財政部の資産税課の方と連携しておりまして、固定資産税の情報を活用して、さらにその他に戸籍や登記の情報なども収集しながら所有者さんの特定に繋げているということをしております。</p> <p>こちらで所有者さんの情報を集めることはできますが、どうしてもその情報を外部に出すとなるとやはり所有者さんの同意がないとなかなかできないということもございます。</p> <p>もし、不動産の取引の関係で、困ったようなケースがあれば、我々の方に一度ご相談いただければ、我々の方で所有者さんを調査して、その上で指導というか、情報提供する中で、不動産業者さんの方に情報提供してもいいよというような同意が取れるようであれば、そのような対応は引き続きできるかと思えます。</p> <p>いずれ市内の連携体制も含めてですね、今後対応は検討していきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>その他ご質問ありませんでしょうか。よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、以上の他には特にご質問がないようでございますので、これにて公開による審議を終了といたします。</p> <p>関係者以外の方はご退席ください。</p>
	<p>(報道関係者等の退席)</p> <p>(会長へ諮問書提出)</p> <p>(各委員へ審議資料配付)</p>

(3) 特定空家等の相続人への命令について

※秋田市空家等の適切な管理に関する規則第6条の規定に基づき非公開

(4) その他 (略)

(5) 閉会

(以上)